

平成 26 年 3 月 4 日

富良野市議会議長 北 猛 俊 様

総務文教委員長 岡 野 孝 則

委員会事務調査報告書

平成 25 年第 4 回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり結果を報告します。

記

1. 調査案件
調査第 4 号 墓地の維持管理について
2. 調査の経過及び結果
別紙のとおり

墓地の維持管理について

墓地は、故人を偲び、弔い、生きる者の心のよりどころとして大切な場所であるとともに、公共の施設として適正で永続的な維持管理が必要である。このことは、「墓地、埋葬等に関する法律」(昭和 23 年 5 月 31 日法律第 48 号)が、「墓地、納骨堂または火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」を目的に定められていることから明らかである。

しかし、近年、社会構造の急激な変化とともに、これまで脈々と受け継がれてきた、家族が墓を守り子孫へ継承していくといった観念も大きく変化し、墓地の形態に対する個人のニーズも多様化してきている現状にある。

本委員会では担当部局に説明を求めるとともに、積雪期間であったが、代表的な墓地として富良野墓地の現地調査を行い、埋葬の流れを把握するうえで火葬場を視察し、調査を進めてきた。

◎墓地の概要

富良野市墓地使用条例(昭和 44 年 4 月 1 日条例第 14 号)において、本市の墓地は、富良野、山部、中五区、東山、島の下、布礼別、麓郷及び老節布の 8 か所となっている。

墓地区画や使用権者は墓地使用許可台帳(以下「台帳」という。)によって管理されており、8 か所ある墓地の区画の合計は、平成 25 年 12 月現在、5,272 区画であり、このうち 4,133 区画が使用されている。

本市の墓地は、明治 35 年に北海道より墓地経営許可を受けた富良野墓地をはじめ、いずれも古くから使用されており、新しいところでは、昭和 7 年に許可された山部墓地と東山墓地である。許可以降、需要の多い墓地は区画造成を行いながら、現在まで使用されてきており、市民はもとより本市にゆかりのある人々が様々な思いを込めて訪れる場所である。

このように長い歴史を重ねた墓地であるため、一部の区画では使用権者が居所不明となり、管理が滞り、お参りする人が途絶えてしまった墓もある。その数は、富良野墓地、布礼別墓地(明治 44 年許可)、中五区墓地(明治 45 年許可)の合計で 113 件となっている。

◎墓地の維持管理業務

墓地の維持管理に関しては、台帳を整備しながら進められている。主に、墓地の使用申請による許可や使用権譲渡の許可、改葬(一度埋葬した死体や焼骨を他の墓地や区画に埋葬しなすこと)許可など、それぞれ申請による許可をはじめ、使用権者の住所や氏名に変更があったとき、墓碑等を設置するとき、墓地の使用権を返還するときなど、使用権者からの各種届出により、墓地区画の使用状況を把握している。

このほか、墓地敷地内の通路の整備や草刈り、支障木の枝払い、看板の設置、ごみステーションや給水設備など、共用部分の環境整備を行っている。

各墓地には管理人を配置しており、各種届出の際の現地確認作業や墓地敷地内の見

回り等の業務を担い、担当部局と管理人が連携しながら台帳整備や環境整備が行われている。

以上のような説明を受け、委員会において主に議論が集中した部分としては、台帳整備の状況と、使用権者が居所不明となった区画の対処方法や、今後そのような区画を出さないための防止策などがあげられる。

現在、台帳は申請による許可や各種届出のあった際に随時更新し、整備されているが、古い時代に使用していた台帳の中には、使用権者に関する情報の記録が著しく少ないものもあり、当時の使用権者や、その縁者が特定できない場合がある。本市において使用権者が居所不明となっている墓のほとんどは、このケースに該当するものと考えられている。

使用権者の判明しない区画や無縁になった墓に対処する方法は、「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」(昭和 23 年厚生省令第 24 号)に規定されており、一定の要件を満たした場合、墓地の管理者が改葬することは可能である。しかし、経費負担の問題や、手続きに年数を要することから、本市の墓地において、これまでに改葬を行った実績はない。今後、使用権者が判明しない区画をふやさず、墓地全体の維持管理がより円滑に行われるよう、行政は使用権者と定期的に連絡を取り、必要な手続きを知らせる仕組みを構築することが重要である。また、そうした経過が反映できるよう、台帳の見直しも視野に入れた取り組みを進めることが肝要と考える。

一方、墓地を使用する立場の人々においては、墓や埋葬に対する意識に大きな変化が起きていることも事実である。最近は、「自分はこのように埋葬してほしい」という個人の意思も尊重されてきているとともに、残される者への配慮から既存の墓の管理を望まない人や、さらには墓を継承する子孫のいない人もふえてきていることが、調査における議論の中で明らかになった。

その背景には、近年の急激な高齢化によって使用権者が高齢となり、墓を管理することが困難になってきている現状や、転居などによる遠方からの来訪、特に勾配のある墓地へのお参りが難しくなってきていることも要因にあげられる。また、少子化や核家族化が進み、一人っ子同士の結婚など、家族構成も多様化してきており、個々の価値観やライフスタイルの変化も影響していると考えられる。

委員間では、このように家族で墓を管理し続けることが難しくなってきている状況について、共通認識を持ったところである。しかし、使用権者の判明しない区画や、継承する人がなく管理の滞った区画は墓地内の景観を損ない、周囲の環境を維持するうえでも支障になること、本市の墓地が公共の施設であることから、そのまま放置されるべきではないとの意見が出された。

こうした議論を経て、本委員会では次の3点について、意見の一致を見たところである。

1点目に、墓地が安全で安心して使用できるよう、環境整備に配慮することが大切である。共有部分の整備はもとより、個々の区画においても管理が行き届かない墓が放置されることのないよう、墓地全体の管理に努めることが重要である。このため、必要に応じ台帳の見直しを行い、使用権者と定期的に連絡を取るなど、居所不明を防止する対策を講じる必要がある。

2点目に、今後、墓地の区画整備を行う場合は、使用者のニーズの変化に可能な範囲で

対応しながら、墓地の在り方についても検討していく必要がある。

3点目に、墓地の使用者責任をより明確に示し、墓が適切に維持管理されるよう啓発に努めることが大切である。使用権者が亡くなられたり転出するなど、維持管理の継続が困難な場合は、すみやかに変更届等の手続きが必要であることを折に触れ通知し、区画が適正に使用されるよう努められたい。

以上の点に留意され、今後も本市の墓地が、市民をはじめ本市にゆかりのある人々が安心して安全に訪れることのできる場所として、適切で永続的に維持管理されることを望むものである。